

海外調査における主な聴取項目について（案） （民間団体への援助に関する検討会関係）

1. 各国共通（ヒアリング結果等を踏まえ、事実確認を行うものも含まれている。）

○民間団体の組織体制

－本部意思決定機関の有無・体制

－スタッフ数（本部・傘下団体（地方支部）別、常勤・非常勤別、有給・無給別、専門家の有無・種類）

○民間団体の活動概要・実績

○民間団体の活動の財源（傘組織（本部）・傘下団体（地方支部）別）

○傘組織（本部）と傘下団体（地方支部）との関係

－傘組織（本部）が傘下団体（地方支部）を認定する際の基準の有無、内容

－傘組織（本部）から傘下団体（地方支部）に対する財政的援助の有無、内容（傘下団体（地方支部）の予算に占める割合、援助額、援助を行う際の基準等）

－傘下団体（地方支部）の活動を適切に内部評価・監視する仕組みの有無・内容

○中央政府（及び地方政府）から民間団体に対し財政的援助以外にどのような援助を行っているか。

○中央政府から民間団体への財政的援助以外の援助として、税法上の優遇措置や認定資格などその団体が寄付等を受けやすくするような制度の有無とその内容

○自助グループに対して政府及び民間支援団体はどのような援助・連携協力を行っているのか。

○各国の民間団体の活動や政府からの援助について犯罪被害者等からどのように評価されているのか（制度の企画立案や評価の段階で被害者等からの声がどのように反映されているのか。）

○中央政府が民間団体に助成を行った場合、どのような報告（活動や経理の報告書など）を求めているのか、また、その報告を次年度等の評価にどのように反映させているのか

○実際の支援団体で財源が活動に十分なかどうか、不足なために行えない活動がないか、十分に活動を行うためにはどのくらい不足なのか。

2. アメリカ

○犯罪被害者基金について

－運営体制

－財源として、罰金や保釈保証金、特別賦課金を充てることとした経緯・背景

－財源に充てる罰金等の対象となる罪種についての考え方

－「合衆国愛国者法」に基づき、犯罪被害者基金に対して寄付や遺贈等を行う場合に、税制上の優遇措置は受けられるのか。受けられる場合には、その内容。

○州被害者支援補助金により民間団体に対し財政的援助を行う際の対象となる団体の資

格要件の内容・根拠。

- 犯罪被害者基金以外の連邦政府から民間団体に対する財政的援助の有無。ある場合には対象となる団体の資格要件、事務の範囲、援助の経路、援助実績、財源等。

【訪問先候補】

司法省司法プログラム局犯罪被害者対策室（OVC）、いずれかの州の被害者支援補助の担当部局、実際に被害者支援活動を行っている民間組織

3. イギリス

- 被害者基金について

- ー運営体制
- ー基金により性犯罪被害者支援団体等を助成する際の資格要件の有無・内容、対象となる事務の範囲、金額等の上限、支給の経路、支給実績等
- ー基金の財源を一般財源ではなく犯罪収益や刑罰賦課金にした経緯・背景
- ー基金の原資の対象となる罪種の範囲についての考え方

○イギリスではアメリカと異なり被害者基金の対象が狭い（主に性犯罪被害者支援団体）が、それ以外の主要犯罪被害を支援する団体（特に、児童虐待と配偶者間暴力）に対して、特別な基金や支援のための法律があるかどうか。

○現在の助成制度の利点や問題点、改善点等（可能であれば SARC 又は VS 支部団体等実際に活動している団体から聴取）

【訪問先候補】内務省、VS 本部・地方支部

4. フランス

- INAVEM以外の民間団体に対する財政的援助の有無、ある場合には対象となる団体の資格要件、事務の範囲、援助の経路、援助実績、財源等

【訪問先候補】法務省、INAVEM本部

5. ドイツ

- 「白い環」が交通事件関連の罰金からの割当金を活動資金としている理由・背景
- 「白い環」以外の民間団体に対する財政的援助の有無、ある場合には対象となる団体の資格要件、事務の範囲、援助の経路、援助実績、財源等

【訪問先候補】民間団体に対する財政的援助の担当部局、「白い環」本部・地方支部

海外調査における主な聴取項目等について（事務局案）【改訂版】
（経済的支援に関する検討会関係）

H18.7.26

1. 各国共通（既にヒアリング等により把握している事項については確認のみ）

○犯罪被害者等に対してのみ適用される経済的支援制度に関する聴取項目

- ・ 経済的支援制度の名称
- ・ 根拠法令等
- ・ 理念・趣旨
- ・ 財源
- ・ 支給対象
- ・ 経済的支援の対象となる犯罪の罪種別発生件数
- ・ テロ犯罪被害者と一般犯罪被害者との間における対応の相違の有無（テロ犯罪の定義を含む）
- ・ 経済的支援の対象となる被害程度（特に軽傷及び精神疾患の場合の負傷の程度）
- ・ 経済的支援の内容
- ・ 実費支給を行う場合にはその計算方法（領収書の要否等）
- ・ 不支給事由・減額事由
- ・ 不正受給問題の有無（防止方法及び発生時の対応）
- ・ 裁定手続
- ・ 制度の周知方法（申請者に対する制度の教示方法と教示洩れ等の問題点の内容等）
- ・ 裁定機関の体制（人員や地方機関と本部との役割分担の内容等）
- ・ 申請を受理した日から「裁定」までの平均期間
- ・ 捜査機関への照会の仕組みと捜査機関の回答義務の程度
- ・ 不服申立手続
- ・ 不服申立機関の体制
- ・ 現行制度の問題点
- ・ 自然災害の被災者に対する補償制度がある場合にはその概要

○犯罪被害者等にも適用される社会保障・福祉制度に関する聴取事項

- ・ 我が国の労災、自賠責、医療保険、公的年金、障害者福祉に対応する制度の有無（有る場合にはその概要）
- ・ 上記制度における犯罪被害者等に対する優遇措置の有無（有る場合にはその内容）
- ・ 上記制度における犯罪被害者等に対する併給調整の有無（有る場合にはその内容）
- ・ 民間の保険等との併給調整の有無（有る場合にはその内容）

2. アメリカ

- いずれかの州の制度概要
- 飲酒運転以外の交通犯罪被害者への対応 (飲酒運転のみを対象とする理由)
- アメリカ人が外国でテロ被害に遭った際、テロ発生国の補償制度と米国の補償制度との間で併給調整が行われるのか。
- アメリカ人がイギリスでテロの被害を受けた場合、どちらの国の補償制度が優先されるのか。

【訪問先候補】

司法省司法プログラム局犯罪被害者対策室（OVC）、いずれかの州の担当部局

3. イギリス

- 被害者の希望により年金支給する場合の分割方法及び支給年数の決定方法
- 被害者基金、刑罰賦課金の導入経緯
- 被害者死亡の場合、遺族に対して、どのような支給がなされているか。逸失利益等を考慮して1人 5500 ポンド以上の支給がなされることがあるのか（寡婦の限定を外し、一般的な遺族給付に関する質問とした）。
- 最高額（50万ポンド）はどういう場合に支払われるのか。
- ロンドン爆弾テロ事件被害者に仮給付はなされたのか。
- 仮給付が基本的に行われていないというが、具体的な仮給付制度の支給基準、仮給付されない具体的な理由の主要なもの、仮給付が全給付数に占める比率（ロンドン爆弾テロ事件では給付可能となることの前提として）
- ロンドン爆弾テロ事件被害者に対して補償金はどの程度支給されたのか。
- 外国人が適用除外とされていないが、旅行者が犯罪被害に遭った場合にも補償制度は適用されるのか。

【訪問先候補】内務省、犯罪被害補償審査会（CICA）、犯罪被害補償上訴委員会（CICAP）

4. フランス

- 理念と財源、受給資格はどのようにリンクしているのか。
- 国外で犯罪にあったフランス人に対して補償を行う場合、どのように犯罪被害を認定するのか。
- 適法に滞在している者とは、どの程度の期間滞在している者をいうのか。
- 補償限度額がない場合の最高支給額はどの程度か。

- 国外で犯罪にあったフランス人を対象としている理由は何か。
- 全国统一のタリフスキームのような基準は導入されていないのか。
- 限度額を設けず、過失相殺を認める場合には裁定手続が複雑になり、不服申立も多く
なるなど、運用上の非効率が問題となるのではないか。
- 裁定において運用上の非効率を避けるために何らかの工夫をしているのか。
- 申請の時効期間の有無。有れば、その期間
- 医療保険（自己負担分）はどうなっているのか。

【訪問先候補】テロ及び犯罪被害補償基金（F G T I）、補償委員会（C I V I）

5. ドイツ

- 犯罪被害者等に対する経済的支援制度において連邦援護法をどのような形で準用しているのか。
- 犯罪被害者補償制度に基づく給付は、国家の恩恵か、それとも国家の義務か。義務とした場合、その理論的根拠はなにか。
- 治療中あるいは後遺障害が残った場合の、リハビリ費用、介護費用、住宅改造費、治療具、義肢義足、カウンセリング費用等の支出はなされているのか。なされているとして、一般の社会保障制度（健康保険、労災保険など）から支給されるのか、犯罪被害者補償制度から支給されるのか。また、支給は、現「物」支給か現「金」支給か。
- 犯罪被害者補償制度に基づく年金の種類として、
 - ① Grundrente（グルンテウ・レントエ 仮訳：基礎年金）
 - ② 別紙連邦援護法 30 条 3 項・4 項で言うところの Berufsschadensausgleich（ベ
ルーフス・シャーデンス・アウスグライヒ 仮訳：職業障害調整年金、職
業障害調整金、所得調整年金）
 - ③ Ausgleichsrente（アウスグライヒス・レントエ 仮訳：調整年金）
- などがあるが、それぞれの支給基準について
- 犯罪被害者補償制度に基づく年金の財源は、保険料か税金か。
- 申請に当たって時効を設けていない理由と実務的問題の有無（数十年前の犯罪被害に
対する支給の具体的事例）。
- いわゆる「国家保護義務論」を理論的根拠とする場合、国の加害者に対する求償及び
過失犯・財産犯被害を対象から除く理論的根拠は何か。
- 一般の社会保障制度に基づく障害者年金や労災年金から支給があった場合、犯罪
被害者補償制度に基づく上記 3 種類の年金の支給との関係はどうなるのか。
- 犯罪にまつわる医療費の総額はどの程度か。
- 国費で犯罪にまつわる医療費を支払った場合の回収システムはどの程度充実している

のか。

○医療保険（自己負担分）はどうなっているのか。

【訪問先候補】連邦労働社会福祉省、いずれかの州の年金給付局等犯罪被害者等に対する
経済的支援の関連部局

※ 下線部は、H18.7.18 付け事務局案への追加部分

**支援のための連携に関する検討会
海外調査における調査項目等（案）**

- 前回の３検討会合同会合における海外ヒアリングの結果、本検討会の論点に関するものとして、主に、
 - ・ 犯罪被害者等に情報提供したり、希望する支援が受けられるよう、適切な機関・団体への「橋渡し」を行うため、公的・民間の機関・団体が「協議会」や「運営委員会」といったネットワークを構築し連携している。
 - ・ 主に犯罪被害者等支援を担当する官庁や部局、あるいは、全国規模の代表的な民間機関・団体が、ボランティアのための訓練マニュアルを作成・実施している。
 - ・ 犯罪被害者等専用のホットラインやシステム化された被害者通知制度などが整備されている国もある。
- ということが明らかになった（別添参考１を参照のこと。）。
- 以上を踏まえ、下記のとおり、論点別の調査項目及び訪問先機関・団体（案）を作成したものである。
- なお、下線部分は、事前にいただいた構成員からのご意見を踏まえ、加筆したものである。

1. 『①各種「協議会」等既存の枠組を活用したネットワークの構築』及び『②起点となることが想定される機関・団体や連携の範囲に着目した更なるネットワークの構築』について

- 関係機関・団体の役割分担の状況及び連携を確保するための法的・制度的システム等の有無・具体的内容（方策）
- 自助組織等との連携の有無・概要
- 関係機関・団体を網羅したリスト（連携マニュアル）の有無・リストに掲載されている機関・団体名
- 適切な機関・団体へ「橋渡し」する方法とその内容
 - ・ 紹介先に関する情報をどの程度犯罪被害者等に教示しているか
 - ・ 当該犯罪被害者等に関する情報（被害内容や必要な支援など）をどの程度紹介先に伝達しているか 等
- 被害者情報を関係機関・団体に通知・照会するシステムの有無・具体的内容（方策）
- 事件直後、刑事裁判中、事件後の生活支援等の状況や犯罪種類に応じた連携体制の有無・概要
- 連携マニュアルに係る課題・今後の改善方策

2. 『③民間団体で支援を行う者の育成、カリキュラムに盛り込む内容や全国統一基準を確保する方策（資格・認定制度）』及び『④民間団体で支援を行う者の支援活動に係る費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等支援活動を助長する仕組み』について

- ボランティアの質を全国的に保つためのシステム（ボランティア育成システム）の有無・概要
 - ・ 研修期間・研修内容
 - ・ 資格制度・認定制度 等
- ボランティア活動に係る費用の弁償や災害補償のシステムの有無・概要（条件・補償額・財源など）
- ボランティア育成システムに係る課題・今後の改善方策

3. 『⑤ネットワークにおけるコーディネーター等の育成』及び『⑥コーディネーターの各機関・団体への配置及びコーディネーターの制度化（資格・認定制度）』について

- コーディネーターや専門的チームの有無・役割・組織構成・配置状況
- コーディネーターや専門的チームの育成システムの有無・概要
 - ・ 研修期間・研修内容
 - ・ 資格制度・認定制度 等
- コーディネーターや専門的チームに係る課題・今後の改善方策

4. 『⑦ワンストップサービス（相談の一元的な受付・対応場所）化』及び『⑧既存の団体とは別の新たな法人格・認定制度の創設』について

- 一本化された相談窓口の有無・概要
- 犯罪被害者等の被害内容やこれまでの支援内容などの被害者情報を一括して管理・共有するシステムの有無・概要
- 被害者通知システムの有無・具体的内容

5. 国別訪問先機関・団体の候補

《※ 関係各方面との調整を踏まえつつ、下記のうちできる限りの機関・団体を訪問することを予定。》

- アメリカ
 - ・ 司法省（司法プログラム局犯罪被害者対策室）
 - ・ いずれかの州の担当部局
 - ・ NOVA
 - ・ 全米犯罪被害者センター
 - ・ 実際に被害者支援活動を行っている民間組織

- イギリス
 - ・ 内務省等の公的機関
 - ・ VS本部・支部
 - ・ 他の民間支援機関・団体

- フランス
 - ・ 法務省・被害者政策協議会等の公的機関
 - ・ INAVEM本部・INAVEMに属する支援機関（オルレアン）
 - ・ 他の民間支援機関・団体

- ドイツ
 - ・ 被害者支援に関わる公的機関
 - ・ いずれかの州の援護庁
 - ・ いずれかの州立支援センター
 - ・ 「白い環」本部・地方支部

3 検討会合同会合における海外の実情に関するヒアリング結果概要 (支援のための連携に関する検討会関係)

1. イギリス

公的機関

- ・ 警察、証人保護部（警察と検察の連合）、検察、国家犯罪者管理機関、犯罪被害補償審査会刑事司法機関による情報提供のネットワーク。

民間団体 (Victim Support)

- ・ 警察等と連携した支援活動を行う準公的性格を持った組織であるVictim Supportが中心。
- ・ ロンドンに本部。全国に331支部。刑事裁判所と治安判事裁判所の証人サービスを設置。
- ・ 事務局職員のうち約93%がボランティア。
- ・ 各VS支部は、シニア・コーディネーター、コーディネーター、ボランティアで構成。
- ・ 各VSのコーディネーター他、自治体から警察、保護観察所、社会福祉機関、ボランティア団体の代表等からなる運営委員会。
- ・ 相談員は、VS本部が作成した訓練マニュアルに従い、犯罪類型別の訓練を受ける。
- ・ 警察からの付託制度（referral system）を利用した情報提供に基づいた支援（年間約130万人）。重大事犯の被害者については、被害者の同意を得て、警察が情報を提供する。一方、軽微な事犯の被害者については、警察から自動的に提供される（被害者が来れば、対応できるように。）。
- ・ 継目のない支援体制の構築が課題。

2. アメリカ

公的機関

- ・ 連邦政府における犯罪被害者支援活動の中心は、OVC (Office for Victims of Crime)。
- ・ OVCは、①連邦援助部門、②犯罪被害者支援プログラムの開発及び普及部門、③州被害者補償及び援助部門、④訓練及び情報普及部門（専門家に対するトレーニングを行う講座の主催）、⑤テロリズム及び国際被害者支援部門の5部門を行う。
- ・ コンピューター化された被害者通知制度（被害者にIDとパスワードを与え、アクセスすれば自分の事件についての情報が分かるもの。）。

民間団体 (NOVA等)

- ・ 被害者支援に携わる民間機関には、①独立して、あるいは、検察などの刑事司法機関と連携して活動を行う、「地域に基礎を置く機関」と、②それらの民間機関を会員とする「傘となる機関」とがあり、民間機関

- だけでなく、公的機関までも会員とする「傘となる機関」も存在する。
- ・「傘となる機関」では、主に会員機関に対する指導・トレーニング（各種講習会や大会など）、情報の提供、広報活動などを行う。こうした研修会は、規模も大きく、大きな訓練の機会となっている。
- ・ 民間被害者支援機関で活動する者に対する教育・訓練は、各支援機関においても独自に行われる。

3. ドイツ

公的機関

（特に言及されず）

民間団体（白い輪）

- ・ 公的機関との連携のパイプが太い。
- ・ ドイツ全域に約400箇所の傘下の「被害者支援センター」があり、2700人以上のボランティアスタッフが支援を行う。
- ・ 支援に必要な専門家のリストを作成しているため、被害者が希望する支援を提供できる専門家へと橋渡しすることが可能。
- ・ 最初のコンタクトは、ドイツのどこからでも通話できるホットラインによる。その後、地域スタッフが個別に対応するシステム。メールなどによるコンタクトもなされている。
- ・ 弁護士、医師、ソーシャルワーカーなどの専門家や多くの市民が研修を受けつつ支援活動に参加し、テレビタレントや大学教授が広報活動を担ったりしている。
- ・ ボランティアの研修を行っている。
- ・ ネットワーク化を進め、被害者支援への迅速できめ細かい活動と、定期的なキャンペーン活動やフォーラムの開催、広報活動などにより、「白い輪」の存在は周知されている。

4. フランス

公的機関

- ・ 関係省庁、INAVEM、研究者などからなる被害者政策協議会（CNAV）の存在。
- ・ 警察署に被害者窓口を設置する検討を進めている。

民間団体（INAVEM等）

- ・ INAVEM（全国の支援組織の連絡調整・教育、政府との連絡・連携を進める機関）において、支援団体職員の教育を実施。具体的には、被害者との接し方、悲しみのコントロール、刑事訴訟法の知識など。
- ・ INAVEMにおける加盟支援組織が仲裁する場合の基準づくり
- ・ 法律相談センター（Maison de justice et du droit）における犯罪被害者の受け入れ（適切な機関へ繋ぐための相談窓口。）。

民間団体の援助に関する検討会における海外調査項目に関する追加意見

中島聡美

海外調査にあたり、追加あるいは、より細かい事項につきまして青字にて記載させていただきました。短期間に多くの調査項目があるため難しい部分もあるかと存じます。可能な範囲でご検討いただけますようお願いいたします。

<事務局原案>

各国共通（既にヒアリング等により把握している事項については確認のみの依頼）

○民間団体の組織体制

－本部意思決定機関の有無・体制

－スタッフ数（本部・傘下団体（地方支部）別、常勤・非常勤別、有給・無給別）

○民間団体の活動概要及び活動実績

○民間団体の活動の財源（本部・傘下団体（地方支部）別）

○傘組織（本部）が傘下団体（地方支部）を認定する際の基準の有無、内容

○傘組織（本部）から傘下団体（地方支部）に対する財政的援助の有無、内容（傘下団体等の予算に占める割合、援助額、援助を行う際の基準等）

○ 中央政府（及び地方政府）から民間団体に対し財政的援助以外にどのような援助を行っているか。

○自助グループに対して政府及び民間支援団体はどのような援助・連携協力を行っているのか。

○各国の民間団体の活動や政府からの援助について犯罪被害者等からどのように評価されているのか（制度の企画立案や評価の段階で被害者等からの声がどのように反映されているのか。）

<追加意見>

①中央政府から民間団体への財政的援助以外の援助として、税法上の優遇措置や認定資格などその団体が寄付等を受けやすくするような制度の有無とその内容について

②! 中央政府が民間団体に助成を行った場合、どのような報告（活動や経理の報告書など）を求めているのか、また、その報告を次年度等の評価にどのように反映させているのか。

③! もし可能であれば、実際の支援団体で財源が活動に十分なのかどうか、不足なために行えない活動がないか、もし十分に活動を行うためにはどれくらい不足なのかを確認できるとよいと思います。

2. アメリカ

○犯罪被害者基金について

－運営体制

－財源として、罰金や保釈保証金、特別賦課金を充てることとした経緯・背景

－財源に充てる罰金等の対象となる罪種についての考え方

- －「合衆国愛国者法」に基づき、犯罪被害者基金に対して寄付や遺産等を行う場合に、税制上の優遇措置は受けられるのか。受けられる場合には、その内容。
- 州被害者支援補助金により民間団体等に対し財政的援助を行う際の、対象となる団体の資格要件の内容・根拠。
- 犯罪被害者基金以外の連邦政府から民間団体等に対する財政的援助の有無。ある場合には対象となる団体等の資格要件、事務の範囲、援助の経路、援助実績、財源等。

【訪問先候補】

司法省司法プログラム局犯罪被害者対策室（OVC）、いずれかの州の被害者支援補助の担当部局、実際に被害者支援活動を行っている民間組織

3. イギリス

- 被害者基金の運営体制
- 被害者基金により性犯罪被害者支援団体等を助成する際の資格要件の有無・内容、対象となる事務の範囲、金額等の上限、支給の経路、支給実績等
- 被害者基金の財源を一般財源ではなく犯罪収益や刑罰賦課金にした経緯・背景
- 被害者基金の原資の対象となる罪種の範囲についての考え方

【訪問先候補】 内務省、VS本部

<追加意見>

- 1) イギリスではアメリカと異なり被害者基金の対象が狭い（主に性犯罪被害者支援団体）が、それ以外の主要犯罪被害を支援する団体（特に、児童虐待と配偶者間暴力）に対して、特別な基金や支援のための法律があるかどうか。
- 2) 可能であれば SARC あるいは VS の支部団体など実際活動している団体から、現在の助成制度の利点や問題点、改善点などが聞けるとよいと思います。

4. フランス

- INAVEM以外の民間団体に対する財政的援助の有無、ある場合には対象となる団体の資格要件、事務の範囲、援助の経路、援助実績、財源等

【訪問先候補】 法務省、INAVEM本部

5. ドイツ

- 「白い環」が交通事件関連の罰金からの割当金を活動資金としている理由・背景
- 「白い環」以外の民間団体等に対する財政的援助の有無、ある場合には対象となる団体等の資格要件、事務の範囲、援助の経路、援助実績、財源等

【訪問先候補】 民間団体等に対する財政的援助を担当している部局、
「白い環」本部・地方支部